

国内経済要録

政府短期証券の市中公募要領

(1) 短期証券の市中公募実施は5月中旬を目途とし、公募不足額は日銀が引受けることとする。

(2) 公募は日歩1銭4厘5毛の定率発行による食糧証券及び外為証券について行う。

(3) 毎週金曜日に次週の発行額、発行日等所要発行要項を定める(発行日別発行額は定めない)。

(4) 毎週の市中応募見込額が国庫金需要額を上回る場合には、発行額は市中応募見込額とし、国庫金需要額を上回る応募代り金は日銀保有分の繰上償還に当てる。

(5) 発行日は差当り原則として毎週月、水、金曜日の3日とするが、状況により発行回数、時期を変更し得ることとする。

(6) 毎発行日の前営業日の正午を公募申込締切日時とする。

(7) 短期証券の期間は差当り60日程度とし、償還期日が月、水、金曜日等翌々月の発行日の何れかに該当するようにする。

(8) 前週金曜日に予定しない国庫金需要が生じた場合の発行分は随時日銀が引受ける。

(9) 公募の対象は差当り銀行、金庫、保険会社その他金融機関、四大証券会社及び短資業者とし、政府機関に対しては従来通り日銀が保有分を売却することとする。

上記の公募を実施するに伴い、従来の売オペレーションはこれを公募に切換え、金融市場調節のため必要あるときは公募証券の買オペレーションを行い、また市中間の実勢金利による政府短期証券の転売買を認めて漸次その売買市場を育成することとした。

スウェーデン国通貨表示期限付輸出手形に対し、外国為替引当貸付制度を適用

日本とスウェーデンとの間の輸出入等の決済が、スウェーデン国通貨または連合王国通貨による現金決済方式に改められたのに伴い(前号参照)、スウェーデン国通貨表示期限付輸出手形(3ヵ月以内の期限付手形で、不変信用状に基くものに限る)につき、為替銀行の手形買取日が4月23日以降にかかるものより、貸付利率歩合日歩1銭1厘を以て外国為替引当貸付制度の適用を認めることとなった。

長期信用銀行および生命保険会社の長期貸出金利引下げ

長期信用銀行および生命保険会社では、長期貸出金利につき以下の如き改訂を行った。これは本年1月の引下げにつづく、第4回目の引下げである。

1. 長期信用銀行

(イ) 電力事業

新規貸出 日歩1厘引下げ(引下げ後2銭5厘)

既往貸出 日歩2厘引下げ(引下げ後2銭6厘)

(ロ) 鉄鋼3社、ガス、その他優良企業

新規貸出 日歩1厘引下げ(引下げ後2銭5厘)

既往貸出 日歩1厘引下げ(引下げ後2銭6厘)

(ハ) 上記以外のもの

新規既往共、日歩1厘引下げ(引下げ後2銭6—7厘)

実施日は、新規貸出については4月1日以降、既往貸出中電力については4月1日以降、その他は利払期到来毎等に適宜に行う。

2. 生命保険会社

電力事業 4月23日以降の新規貸付より、日歩1厘引下げ(引下げ後2銭5厘)

銀行の海運業に対する貸出金利引下げ

全国銀行協会連合会では、海運業の第12次計画造船等に対する長期貸出金利を、6月1日以降つぎのとおり定めた。

1. 普通銀行

第12次造船およびそれ以前の分を含めて、日歩1厘引下げ(引下げ後2銭7厘)

2. 長期信用銀行

第12次造船分 日歩2銭7厘

第11次造船以前のもの 日歩1厘引下げ(引下げ後2銭8厘)

海外投資保険制度の創設

輸出保険法の一部改正(4月16日公布施行)により新たに海外投資が保険対象に加えられたが、その概要は次の通りである。

1. 保険の対象……外国法人に対し現金若しくは現物(機械設備、技術、労務等)を出資して取得した株式、その他持分の元本。

2. 担保される危険……外国政府等により株式が没収又は収用された場合、投資先会社が戦争、革命、内乱により解散した場合、又はこれにより半年以上事業を休止し、株式を処分した場合、損失額(既に取得した配当金、補償金、残余財産分配金、株式処分代金等を控除)の60%を政府が填補する。

3. 保険期間及び利率……元本回収までの所要期間(但し原則として最長10年間)。利率は保険金額の1.5%。

4. 所要資金……既存の6種類の保険制度と合せて現在の輸出保険特別会計の資本金30億円をもつて賄う。

輸出保険制度は営業保険によつては救済されない輸取出引に伴う危険を政府がカバーすることにより、輸出振興を

図る目的で昭和25年6月に創設された。その後数次に亘り改正され、現在普通輸出保険、輸出代金保険、輸出手形保険、輸出金融保険、委託販売輸出保険及び海外広告保険の6種類が実施されているが、最近東南亜及び中南米等後進国市場に対する海外投資活動の活潑化に伴い、海外投資を保険対象に加えることが要望されていたものである。

なおこれと同時に輸出代金保険の適用範囲を拡大して、プラント輸出に伴わない技術の対価等についても損失を担保する措置が講ぜられた。

日・英中間貿易会談妥結

昨年10月成立した日英貿易取極の中間レビューのため3月上旬以来続けられてきた両国政府間の討議は4月17日大要次の条件で妥結した。

(イ) 日本は本年度上期外貨予算において対スターリング地域支払額として前期並(127.5百万磅)を計上する。

(ロ) 貿易取極品目に若干の追加を行い、相手国からの輸入を日本は130千磅、英本国は152千磅増額する。

なお前回取極の際、英国側は日本のスターリング残高の増大に鑑み日本側の輸入拡大を強く主張し難航したが、その後の日本の対スターリング地域為替収支の推移は次表にみる如く両国貿易規模拡大と日本の輸入先転換政策の効果とが相俟つて著しく拡大均衡化するという満足すべき傾向にある。従つて今回会談においては両国共現在の貿易方針を維持すると基本方針が一致し、比較的円滑に交渉を妥結させることが出来た。

対スターリング地域収支 (単位百万磅)

	29年度	30年度
受 取	200.3	248.2
支 払	129.9	231.6
差 引 収 支	(+) 70.4	(+) 16.6
ユーザンス増加	30.8	27.7
差引実質収支	(+) 39.6	(-) 11.1

(注) 外国為替決済統計による。

日・パ貿易取極の成立

一昨年調印された日本とパキスタンとの貿易取極は、本年1月14日失効し、爾後無協定の状態にあつたが、この程4月以降明年3月までを有効期間とする次のような内容の新取極が成立した。

(イ) わが国の輸出する資本財の繰延払は廃止する。

(ロ) 相互の輸入については個別許可方式によらず、パキスタンは包括許可方式、わが国は外貨予算実施上磅割当又は非非割当によることとし、年間輸入見込額を計上しない(前回取極では双方夫々28百万磅を計上)。

(ハ) 取極期間中わが国がパキスタン綿を通常輸入量(300千俵)以上輸入した場合には、パキスタンはその超過額の60%相当額につき対日シングル・ライセンスを発給する。因みにわが国の30年度中のパキスタン綿輸入量は約307千俵程度、31年度においても略々同量の輸入が行われるも

のとみられ、又パキスタン側シングルライセンス発給対象となる商品としては機械、綿製品等が予定されている。

日本・アルゼンチン特別決済勘定に関する措置

アルゼンチン政府は、わが国に対し、本年3月12日現行協定を廃止して新多角決済方式に移行することを提案してきたが、とりえず現行オープン勘定については一応3月末日をもつて締結することに両国間の合意が成立、これに伴い4月1日以降の両国間取引については標準決済方法を英磅決済に改めることとなつた。

アルゼンチン政府の新提案は、同国が西欧及び南米諸国との双務協定入超戻決済に悩んだ結果、昨年8月以来ブラジルと西欧諸国との間に設けられた所謂ハーク・クラブ方式に準じた多角決済方式採用によつて対外決済の行詰りを打開しようとする同国の新方針に基くものである。

なお同国政府がわが国はじめ英、西、独、仏、伊、伯等27カ国に申入れた多角決済方式の主なる構想は次の如きものと伝えられる。

(イ) 決済通貨は平価を基準にして相互に振替可能通貨を使用する。

(ロ) アルゼンチンは国際市場建値を基準としてその決済通貨に対する相場を決定する。

(ハ) 輸出入については相互に制限を行わない。

(ニ) アルゼンチン物資の再輸出は制限を加えない。

(ホ) 従来オープン勘定残高処理については協議する。

(ヘ) 新協定におけるクレジット供与について協議する。

日・タイ貿易取極の締結

日・タイ両国政府は、両国間為替取引をオープン勘定方式から現金決済方式に改めるため昨年12月以来交渉中であつたが、この程妥結し、4月9日新貿易取極の調印が行われた。その主な内容は次の通りである。

(イ) 新取極の有効期間は本年4月16日より昭和32年末までとする。

(ロ) 両国は貿易の拡大均衡に努力するとともに、商品の輸出入許可に関しては最惠国及び衡平の待遇附与の原則を再確認する。

(ハ) 決済は英磅、米ドル又は両国の承認する他の通貨で行う。

(ニ) 4月15日以前に許可又は承認を得ている取引は、本年9月末迄は現行オープン勘定を通じて決済する。

(ホ) 現在日本の貸越しになつているオープン勘定残高は、日本がタイ米を輸入することによつて決済するが、遅くとも明年7月末日には最終的に現金支払による残高決済を行つてオープン勘定を閉鎖する。

なお、この取極変更はタイ側において昨年来以来為替集中制度を廃止した結果対日オープン勘定制の運用が困難となつたという特殊事情によつて促進された点はあるが、これによつて昨年来進められつつあるわが国のオープン勘定整理が一段と進展することとなつた。